

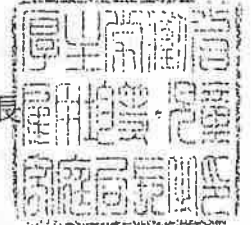


雇児発第1221005号

平成19年12月21日

各都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



「乳幼児健康支援一時預かり施設整備事業  
の実施について」の一部改正について

乳幼児健康支援一時預かり施設の整備事業については、平成11年12月21日雇児発第882号厚生省児童家庭局長通知「乳幼児健康支援一時預かり施設整備事業の実施について」（以下「通知」という。）により行われているところであるが、今般、「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」において事業名を「病児・病後児保育」に変更したことに伴い、通知を下記のとおり改正し、平成19年4月1日から適用することとしたので通知する。

記

- 1 本文中、「乳幼児健康支援一時預かり」を「病児・病後児保育」に改める。
- 2 別紙の1の「回復期」（いまだ病気の「回復期に至らない場合」を含む。）を「回復期」及び「回復に至らない場合」に改める。
- 3 別紙の3の「平成17年12月26日雇児発第1226003号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」を「平成19年11月30日雇児発第1130001号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に改める。

雇児発第882号

平成11年12月21日

一部改正 雇児発第445号  
平成13年7月3日

一部改正 雇児発第0728002号  
平成18年7月28日

一部改正 雇児発第1221005号  
平成19年12月21日

各 都道府県知事 殿

厚生省児童家庭局長

病児・病後児保育施設整備事業  
の実施について

近年、核家族化、都市化の進展、女性の社会進出の増大等、児童を取り巻く環境は大きく変化するとともに、家庭や近隣社会における子どもの養育機能が低下してきている。

このため、子育てと就労の両立支援の一環として、保育所へ通所中の児童が病気の「回復期」及び「回復に至らない場合」であるということで、自宅での育児を余儀なくされる期間、当該児童を預かるための病児・病後児保育施設を医療提供体制整備交付金により整備することとし、別紙「病児・病後児保育施設整備事業実施要綱」を定めたので通知する。

なお、管下市町村、医療機関等関係機関に対し、本事業を周知方お願いする。

病児・病後児保育施設整備事業実施要綱

1 目 的

この事業は、現に保育所に通所中の児童が病気の「回復期」及び「回復に至らない場合」であり、集団保育の困難な期間、一時的にその児童を預かるための施設を整備することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。

2 補助対象

市町村長の要請を受けた病院及び診療所の開設者が整備・運営する病児・病後児保育施設で、厚生労働大臣が適当と認めるものを対象とする。

3 運営方針

本施設は、平成19年11月30日雇児発第1130001号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」（以下「通知」という。）に基づき児童の一時預かりを行うものとする。

4 整備基準

(1) 設置場所

原則として病院又は診療所の敷地内若しくは隣接地とすること。

(2) 施設及び設備

通知に定める基準を満たしていること。

5 国の補助

国は、予算の範囲内で、別に定めるところにより補助するものであること。